

第3回小田原市学区審議会会議録

○日 時 平成23年10月11日（火）午後4時00分～午後6時00分

○場 所 市役所 601会議室

○出席者 ・小田原市学区審議会委員

石川委員（会長）、葉養委員（副会長）、宮原委員、廣井委員、佐宗委員、
大輪委員、堀委員、木村委員、栢沼委員、江島委員

※ 欠席委員：武藤委員、堀委員

・オブザーバー

高橋片浦小学校長

・事務局（小田原市教育委員会）

三廻部教育部長、佐藤教育部副部長、西村教育指導課長、

栗畑指導・相談担当課長、阿部教育総務課副課長、甕教育総務課主任

○傍聴者 0人

○会議内容

1 開会

2 第2回小田原市学区審議会会議録の確認

3 議題

（1）答申案について

事務局から資料説明

<質疑内容>

① 片浦小学校の通学区域の変更

石川会長 前回の審議会で、片浦小学校の通学区域を市内全域に拡大し、小規模特
認校制度を実施することは、出席委員の全員からご賛同をいただいでいま
す。資料1の答申案（1）の文言について、いかがでしょうか。

宮原委員 「市街化調整区域であるため」とありますが、特に入れる必要はないと
思います。事実として、人口が減ったことを入れれば良いのではないでしょ
うか。

事務局 片浦地区は全域が市街化調整区域で、小田原市内でも特異な地域ですの

で、あえてこういった文言を入れましたが、おっしゃるように、入れなくても足りるかと思います。

栢沼委員 他地区では一部が市街化調整区域から外れているため、将来的に人口増が見込める。片浦地区は、全域が市街化調整区域のため、人口増を見込むことが現時点では非常に厳しいという片浦の地域の特性を打ち出したほうが良いと思います。他地区でも相対的に人口が減ってきている場合もありますが、片浦は他地区とは違うということで、入れても支障がなければ、入れた方が分かりやすいと思います。

事務局 例えば、片浦地域は「全域において」市街化調整区域であるためといった文言の方がよろしいでしょうか。

宮原委員 市内の他の地域でも小規模特認校になりうる学校があると聞きました。他の場合との統一性を考えた時にどういう風に考えるのか、少し疑問に思ったのですが。

石川会長 今回の諮問は、あくまでも片浦小学校についてということですので、前回までの話で「将来的には他の地域も」と話題にはなりましたが、今回については、片浦地域の問題と考えるならば、私は栢沼委員のおっしゃったようなことで、原案どおりでも良いのではないかと思います。あえていうのであれば、事務局が後から言われた「全域」がという文言だけの問題ではないかと思います。

江島委員 人口増が見込めるというのは色々な理由が考えられ、市街化調整区域だけではなく、地形的な問題など色々あると思います。単に人口増が見込めずという、「何故か」となるので、市街化調整区域であることが非常に大きな理由だというのを入れておいたほうが良いと思います。

石川会長 他の委員さんもよろしいでしょうか。

資料1の(1)については基本的には出席委員全員が賛成で、調整区域の表現については、どのような表現にするか、事務局で検討していただくということでまとめさせていただきます。

② 指定変更許可基準の変更

石川会長 次の(2)指定変更許可基準の変更についてですが、事務局から説明がありましたように、5つの案が出されました。この5つの案につきまして、

またはそれ以外でも結構ですが、この問題について御意見を承った後に、
どういう形でまとめるかを考えたいと思います。ご意見がありましたら、
お願いいたします。

佐宗委員 早川小学校の様子ですが、基本的には城南中学校へは遠く、坂を登るため、あまり気が進まないような流れがあります。

また、兄弟がすでに何らかの指定変更許可基準に合って城山中学校へ行っていると、下の子も指定変更をして同じ学校へ通う流れになっています。そのような中で、片浦小学校の在籍期間次第で城山中学校へ行けるとなると、条件が1年だと6年だけ片浦小に通う、条件が3年だと4、5、6年と片浦小に通うとなると、早川小学校が低学年だけになってしまう可能性があります。そうなると、城南中学校はどうなるのかと、城南中学校も危惧しています。早川小学校も、子どもたち、保護者が制度を自分の都合の良いようにうまく使う場合があるので、「城山中学校に行けますよ」というのは問題があると思います。

とはいえ、早川小学校、城南中学校区は認められないというのも厳しいのですが、本当に教育的な配慮が必要な子、早川小学校が大集団というわけではないですが、自分たちの学校に戻れない子がいるかもしれない。その辺りを教育的な配慮でというのは必要と思いますが、1年とか3年とか、あるいは「城山中学校に行けますよ」というのは非常に厳しいのかなと思っています。

江島委員 資料5の小規模特認校の入学手続に関する要綱の第3条に「小規模特認校の児童数は1学年につき15人程度」としていますが、15人程度という数の根拠を教えてください。

15人とすると、例えば早川小学校の一番少ない学年の全員が片浦小学校に行ったと仮定して、早川小学校の存続が危ういような人数になるのか、そうではないのか。それを少し考えてみますと、15人だったら、早川小学校については大丈夫だなという思いがしたものですから、どうして15人にしたのか根拠を教えてください。

片浦小学校長 15人という数は学校から出しました。教職員で相談して、最初は20名でどうかと考えましたが、片浦小学校の特色として少人数の良さ、個別

指導や、きめ細やかな指導ができるという部分を売りにしたいと考えていますので、20人を個別指導・少人数指導できるかという疑問が出てきて、15人という数字を考えました。現在一番多いのが5年生で13人ですが、それなら充分やっていけるということで15人としました。

江島委員 先生方が15人と言ったから15人にする。20人だと少人数指導ができないというのは、根拠が明確になっていないと思います。自分の学校だけを考えるのではなく、色々な学校や小田原の地域というものを考えた上でどの程度が必要なのかということが大事だと思います。今の説明では私は納得できません。なぜ15人でないといけないのか。それから、これは最大限15人と考えてよいのでしょうか。

佐宗校長 そうすると、13人の学年が2人増えるくらいで、募集は各学年2人ずつということになってしまうのか。

片浦小学校長 今の5年生が13人なので、1学年15人とすると、募集人数は2人です。4年生が9人ですから、募集は6人というような形で、沢山は受け入れられないと思っています。やはり片浦地域の子どもたちも大事にしなくてはいけないし、他から来てもらえる子どもたちも大事にしなくてはならないと思っています。

佐宗委員 新6年生が13人なので、2人しか取らないということですね。

片浦小学校長 学校としてはそのように考えています。江島委員がおっしゃるように、15人の根拠が不明確であるかもしれませんが、私たちは本当に子どものことが手に取るように分かるような教育活動をしておりますので、そういう部分で、先生方が想像した時、20人なら他の学校にもあるかなと考えたのではないかと思います。

栢沼委員 今の学年別の児童数は分かりますか。

片浦小学校長 1年生が8人、2年生は5人、3年生は8人、4年生は9人、5年生は13人、来年入ってくる予定の1年生が2人です。

栢沼委員 来年度の新一年生が2人という以外は、15人に人数を増やさなくても、8人や9人の方が、少人数・個別指導の効果があるようにも思いますが、複式学級の良さまたはデメリットとか、そういうことも考えた上でそこは避けたいということなのか。その中で15人という人数を設定したと思

ますが、定員にこだわるとすれば、希望が5人、10人と出た時には振り落とさないといけないですね。

江島委員 小規模校の良さを考えた時に、人数だけの話だけではないと思います。ある意味10人以下のクラスの方が徹底的な少人数指導ができるという考えもあります。15人が適当かどうかというのは、非常に微妙な線があると思います。そこに通うのは大変素晴らしいことなのに、2人しかとらないため、希望者が10人20人いた時にそれを振り落した方が、よほど教育的ではないと思うのですが、そういう点で難しいですね。

事務局 小規模特認校の定数については、特別に法的な定めがあるわけではございません。第1回の審議会の際に、複式学級について御説明いたしました。小学校の場合、2つの学年合わせて16人以下、1年生を含む場合は8人以下が複式学級の対象となります。こういったものから概ね15人以下という数字を設定しております。これは当面の数字でして、多くの方が希望され、状況が変わればまたその際には見直しも必要と思います。

児童数は現在55人ですが、29年度には26人となってしまいます。教育委員会としては、教職員の加配により、辛うじて複式学級ではなく、1学年1クラスを維持しておりますが、なんとか今のレベルまで維持した上で、さらに小規模特認校としての良さも生かしていくということを目指して15人としました。

やはり小規模ならではの魅力を維持するためには自ずと適正があると考えていますが、多くの希望が生じた場合には、あらためて検討したいと思いますが、当面はこの数字で始めたいと思っています。

江島委員 小規模で人数が少ないから困っている。だから小規模特認校として解消したい。でも、小規模を維持したいというのは、非常に矛盾しているように感じます。15人という数字について伺いましたが、要綱に15人と入れて、果たしてそれで良いのかとの思いがあります。人数をここに入れなければならないのか。そういう意味で、15人を基本にして考えていくと、色々問題が出てきてしまうと思いますので、確認しました。

宮原委員 資料5は、小田原市立の学校の小規模特認校の入学手続に関する要綱と一般的に書いてあるが、見てみると、片浦小学校だけのルールを書いてい

るような書き方になっている。一般的にこういうような細かいルールは附則に具体的に書いたほうが良いと思います。例えば、第2条に「小規模特認校は片浦小学校とする」とありますが、これは別紙、附則に定めた方が良いのではないかと思います。また、片浦小学校以外にも増えるかもしれない。ルールとして一般的な形態を整えた上で、細かいものは別の附則に書いた方が良いと思います。その上で15人はどうだという議論をしたらよろしいのではないのでしょうか。

15人というのは絶対的に良い数字かどうかは分かりませんが、現場の先生方が、この数ならば一人ひとり充分面倒見てやっていけると自信を持って出ている数字ですから、これで進めてみてはどうでしょうか。その上で、色々な変化に応じて附則等で変えていく。こういう形で進めていけば良いかと思います。

また、資料4に「学校教育法施行細則の一部を改正する規則」がありますが、改正後の欄に片浦小学校というように具体的に書かずに、附則の方に書いた方が良いと思います。

事務局 この規則、要綱につきましては、市役所の中の法務担当者とも事前に確認しております。基本的には、特に要綱の場合、附則でやる形はあまり取らずに、本文に入れています。新しい学校が追加となった場合は、改正することになります。

江島委員 15人にこだわっているわけではなくて、15人と要綱に決まっていると問題が出てくるのではとと思っているだけで、15人で実施するということであれば、それはそれで良いのではないかと思います。

石川会長 初めての事柄なので、色々な点が考えられるのですが、よろしいでしょうか。完全に良いということではないにしても、現場の意見等をお伺いした上で15人という目安を表記すること、それから、資料4の規則改正で片浦小学校という具体的な名称を載せること、これについてはよろしいでしょうか。

次に、元へ戻りまして、資料1で、事務局から案1から案5までを提案されていますが、この具体的な点につきまして、御意見があればお伺いしたいと思います。御意見が特定の案にまとまりましたらそれに決めますし、

まとまらなければ、採決の上で決めさせていただくという形を取らざるを得ないかなと考えております。採決に入る前に、案1から案5までについて、御意見がありましたらお願いします。

木村委員 2回の会議の中で、「地域の」小学校・中学校とお話ししました。6年生になった時に片浦小学校に入って、卒業して城山中学校にというのを認めずに、地元の中学校に戻ってきた時に、仲間同士がうまくいくかどうか不安なところがあるということを考えると、やはりできれば小学校1年の入学から片浦小学校に入って、それで卒業して初めて城山中学校に行くというのが良いと思います。城南中学校や早川小学校のことを考えると、やはりそういう形でいかないといけないと思います。

来年、早川小学校にどのくらい的人数が入学するか分かりませんが、片浦小学校に1年生が全員行ってしまった場合、今度は早川小学校が困るのではという懸念があります。その辺を皆さんに考えてもらったほうが良いと思います。地元の中学校に戻れというのが、6年生くらいだったらまだ良いかもしれないが、やはり、ある程度の年数を片浦小学校で生活した中で、城山中学校に行くのは分かるが、1年というのは短いのではないかなというのが私の意見です。

栢沼委員 案4の条件案の②に「居住地が城南中学校区以外である場合」とありますが、要するに、城南中学校から城山中学校への流れを止める、あるいは早川小学校の存続ということも念頭に入れた意味合いがここにあると理解してよろしいでしょうか。

事務局 そのように考えました。

宮原委員 資料1の4ページに指定変更許可基準表があります。1から9まではサービスを受ける側の立場に立って書いてあります。もし追加されるとして、10番目はサービスを提供する側の規制事項を書くことになるので、とても違和感があります。できれば、私は教育を受ける側の立場で書くものが許可基準であって欲しいと思います。

私は何も書かなくてもいいのではと思っています。ですから、案5と考えています。というのは、原則は居住地の中学校に通うことです。案1はこの表に書く必要がありません。でも、指定変更許可基準表の1～9まで

の生徒側の色々な事情を配慮した上で、城山中学校に行くかどうかを判断すれば良いので、新たに規準を作る必要はないのではないかと考えます。

事務局 案1の「城山中学校入学は認めない」は、もちろん現行のままですから、これに落ち着いた場合には、指定変更許可基準は9番の事由までで、現行のままとなります。

案5の教育的配慮についてですが、「卒業時点で改めて検討する」ことになると思いますので、小規模特認校として児童を募集する際には、卒業後、希望があれば城山中学校に入学する道もあるということを説明しにくいと考えますので、教育委員会としては、できれば明文化したほうが良いのではないかと考えます。

宮原委員 受ける側の色々な事情を勘案して、小学校卒業時に城山中学校に行くのが妥当かどうか判断すればよろしいのではないのでしょうか。

事務局 そういう考え方も可能かと思いますが、片浦地域からの要望としては、ぜひ片浦小学校で共に学んだ仲間として一緒に城山中学校へ行くということをも明記して欲しいという御意見が多いと理解しております。

宮原委員 片浦地区の子どもたちは城山中学校に行くということが決まっている。そこは配慮する必要はない。他の地区から通っている子でも、城山中学校に行く時には、指定変更許可基準表の1から9までの色々な配慮で充分対応出来るはずです。それを明文化しなければならぬ必要があるのでしょうか。

事務局 ある意味ではインセンティブの一つと考えています。指定変更許可基準表の1から9については卒業時において判断します。小規模特認校にお子さんを通わせる保護者は、子どもが大きな規模の学校で勉学することに少なからず不安を抱えている方々ですから、当然、片浦小学校に入学する際に、学んだ仲間と一緒に城山中学校に行けるのだろう、居住地の学校に戻されては、心配であるとか、御不安に思う方は大勢いらっしゃると思います。できれば、そういう方への配慮ということで明文化したほうがよろしいのではないかと考えています。

宮原委員 教育委員会としては、案5は好ましくないといっているわけですね。

事務局 事務局が余計な口出しをして恐縮ですが、できれば案2から案4の中で

御検討いただければ幸いと存じます。

石川会長 中学の受け入れ側として大輪委員さんは何かありますか。

大輪委員 受け入れ側として、先ほど江島委員さんが言われた15人という数字ですが、他地区から15人に満たない人数を募集して選考していくと思いますが、他地区から児童を受け入れた時に、学校で配慮しなければならぬ事柄がどんどん増えていきます。例えば、小学校1年生の小さいお子さんが片浦小学校に通うとなった場合、どのように通うのか。そちらの方が心配です。この場で配慮事項が検討がなされない中で、話が半分進んでいるなど感じています。今の城山中学校の状況を考えると、片浦地区が学区に増えただけでも、家庭訪問や、日没が早くなり、暗くなる、風が吹き電車が止まってしまうような通学など、日常的な心配事が増えていく状況の中で、ただ単に児童数を増やせば良いというだけではなく、色々と考えていかなければならない問題があると思っています。それに対して、しっかり対応が出来ていれば、片浦地区が増えていくことについては、やぶさかではないです。

前回も申し上げましたが、片浦に住む人が増えなければ、児童数が増えても一時期のものであって、根本は全く変わっていかないと思います。学校がいくら努力しても、その年によって来る児童数は蓋を開けなければ分からない。そういう中で、学校経営をやっていかねばならない校長先生の苦勞も分かりますし、教育委員会が特例としてこれを認めても、実際にこれが生きるのか、やって良かったという手応えがあるのか、確認が取れない状況の話だなど思っております。

事務局 確かに通学方法について、片浦小学校特認校化に向けての地域協議会でも色々な御意見があります。現時点の考えとしては、基本的に他地域から片浦小学校に入学する児童については、保護者の責任において児童を通わせていただくということで、特にスクールバス等を出そうということは考えていません。

他地域からお子さんが大勢来られることによって、学校の負担が大変増すのではないかと御意見をいただきましたが、私どももそういうことは当然心配されると理解しておりますが、地域や学校職員からは、そのような

心配があっても、片浦小学校の存続をなんとしてでも確保したいという強い要望、熱望があります。

栢沼委員 案2、案3、案4の関係について、要するに、特認校在籍年数1年以上と3年以上と明記されています。いずれも説明では、「小学校からの友人関係を継続させる等の教育的観点から」とありますが、この1年という時限と、3年と、教育的配慮や友人関係の継続から考えると、どんな風な違いや考え方をお持ちなのか、そこを聞かせてください。

事務局 1年と3年の具体的な違いについて、事務局も十分に理解しているわけではありませんが、第1回、第2回の議論にありましたように、いわゆる城山中学校に入学するための駆け込み転校を防ぐために1年以上としました。ただその後、皆様の議論の中で、片浦小学校の愛校心だとか、地域のお子さんとの強い絆を配慮すれば、1年ではどうかという御意見もありましたので、そういった意味から3年を一つの考え方としてお示しさせていただきました。

江島委員 片浦小学校の子どもを増やすことが一番大きな問題となっています。今、議論しているのは中学校でしょうか。片浦小学校で何年か過ごした子どもたちが、そこで子どもたちの友情や、片浦小学校で受けた教育の特色、特性を上手く身に付けながら、中学校に行く。中学校に行く子どもまたは保護者が、城山中学校に行きたいという希望を持った時に、片浦小学校を卒業した子どもたちが城山中学校に行くのは良いのではないかと思います。そういう意味で私は案2で良いと思います。ただ、1年以上というのは、駆け込みを防ぐための1年以上ということですが、そういうマイナスイメージではなく、1年以上なければ、子どもたちが友情を育むとか、片浦小学校の良い教育が身に付かない、そういう意味を含めていきたいと思っています。そういう意味で「一年以上」という条件を付けることは必要だと思います。これは2年、3年、という年数云々ではない気がします。私自身は「卒業して入学を希望する」という文言が入っている案2で良いのではないかと思います。

石川会長 御意見がなければ、案1から案5まで、各委員の意思表示をしていただいて取りまとめていきたいと思っています。その前に意見がありましたら願

いします。江島委員がおっしゃったように、片浦小学校の児童を増やすというのが一番の基本なのですが、中学進学にウエイトがかかってしまっています。

事務局 補足をさせてください。案2と案3ですが、先ほど資料5で要綱について御説明いたしました。第4条で特認校の受け入れを毎年4月1日で考えておきまして、実質的な意味においては一年以上の在籍と結果的にはなりますので、案2と案3はほぼ同じと御理解いただいてもよろしいかと思えます。ただ、案3については一年以上の在籍について明文化しない、案2については明文化するという部分が大きな違いだと御理解いただければと思います。

佐宗委員 年度途中、例えば6年生が年度途中で入ってきても、学校に慣れるのが精一杯だと思います。1年で友だちは作れるかもしれないですが、四季の色々なサイクルで、片浦小学校で子どもたちが共に学び、理解し、良さを自分なりに発揮できるのは、2年くらいだと思うので、もうワンサイクルという感じもします。1年というのは分かりやすいが、本当に子どもたちが友人関係を作り、学校の良さに慣れ、自分が主体的に来年はこうやろうといった力が付くのかと考えると、2年くらい欲しいなと感じますが、案にないので、3年とすると厳しい感じがします。

事務局 もちろん、案4のただし書きの条件はあくまでも例示ですので、仮に皆様の中で2年以上にするとか、区域についてもこのくらいとか、検討された場合には、それでよろしいかと思えます。

廣井委員 1年、3年というのは、中学校に進学する場合の、小学校の在籍年数を示しているものであって、特認校に入る条件ではないですね。ですから、来年度募集する片浦小学校の児童は5年生に限るとか、その議論でしたら小学校でも年数が問題になりますが、あくまでも中学校への進学のための年数なので、恒久的に運用するとなると、これは少し話が違ってしまうように感じます。佐宗委員がおっしゃるように、2年目を経験するのは、その地域に馴染むということでは大事なことだと思います。

片浦小・中学校を卒業した立場でお話ししますが、私は小・中学校9年間、同じメンバーでした。私の頃は人数が40名前後でしたので、そんな

に小さいという感じはしませんでした。今振り返ってみますと、クラスの中でのポジションは決まっていた。今は子どもの人数が少ないので、そのポジションがほぼ確定的になっているのではないかと思います。

あの子は運動ができる、あの子は勉強ができるということで、出来ない子が、運動はあいつに、勉強はあいつに任せておけばいいとあきらめてしまう。人数が少なくて、クラス替えも経験したことがない。刺激が少ない学校生活を送ってきたわけです。

今、恣意的に片浦小学校に関わっているのは、外部から知らないおじさんが何か話しに来るというのを一つの刺激にして欲しいという気持ちがあります。小学校という囲われた世界の中で、先生以外の大人に会わない、クラスメートもずっと同じメンバーで上がると、刺激がとても少ない。外部からの刺激を与えてあげるという意味では、例えば、5人、10人でも入ってくる子がいれば、片浦に住んでいる子どもたちにとって、とても刺激・インパクトがあることだと確信しています。普通に待っていても、転校生はいない状況なので、一つの活性になると雑駁に捉えています。

話を戻しますと、案2から案4までについては、年数の差に過ぎませんので、江島委員が言われるように、案2の特認校1年在籍以上くらいの最低の縛りで良いと考えています。何も書かない案3と実質同じですが、何かしらの条件が付いているという意思表示にもなりますし、このあたりで良いのではと思っています。

質問ですが、例えば、特認校制度が実施され、概ね15人のリミットに達している学年が、一学年上がり、何名か減った時には追加補充を考えていますか。

事務局 資料5の要綱にございますように、毎年4月1日を特認校への入学時期としますので、年度途中で募集することは考えていません。あくまでも年度の切り替え時の受け入れを想定しています。

廣井委員 いずれにしても、例えば5年生の時に15名いて、6年生になる時に13名になることが分かっていたら、2名補充が可能と考えてよろしいでしょうか。

事務局 15人を目安として、不足する方を市内全域から募集しますので、仰る

とおりで。

栢沼委員 案2に賛成です。1年という一つの制限を加えることによって、城山中学校に行くための駆け込みへの歯止めになりますし、そういった点では、中学校進学への対応と、小学校の存続という両方が適うと思います。

石川会長 具体的に案に対する意思表示が出てきていますので、個々にお尋ねしたいと思います。宮原委員からお願いします。

宮原委員 案2でも良いのですが、1年という数字を入れてしまうと、これなら良いだろうと、悪用される恐れがあります。そういった意味では、案5が良いと思います。それで、基本的には原則認めて構わないと思います。教育委員会が配慮して運用すれば良いと思います。

廣井委員 私は案2が良いと思います。

佐宗委員 片浦小学校の教育を1年ないし2年受けるという中で、友だち関係を作るということで、案2で良いと思います。

大輪委員 私は宮原委員と同じで、案5です。本音は案5です。私は指定変更許可基準表にこれを載せるのが好ましくないと思います。ただ、片浦小学校の存続云々ということで考えていくと、案2が一番妥当だと思いますので、案2でお願いします。

木村委員 私は案4です。

石川会長 栢沼委員は案2ですね。

江島委員 私は案2です。指定変更許可基準の「教育的配慮」というのは、どうしても使われてしまう面もあります。行政がどういうことをやっているかと突っ込まれた時に困ると思いますので、そういう意味ではきちんとしたただし書きがあった方が、それぞれの保護者にも良いと思います。先程言いましたように、ネガティブではなく、ポジティブな意味で、片浦小学校の教育そのものを強調した形での募集をしていただければと思います。

葉養副会長 住民ではないので、皆さんの意見を聞くだけにした方が良いのかなと思いましたが、多くの委員さんが賛成されたところに大筋で落ち着いたのかと思います。

小規模特認校制度は、どれだけ児童が来るかという話で、かなり大きな問題だと思います。児童が来るという前提があって議論が進んでいる感じ

がしますが、スクールバスを出さないとのことですので、児童を集めるのはかなり大変だと思います。自己負担で学校に通うとなれば、どこかにメリットがないとわざわざ遠くまで行かないです。住民ではないので分からなかったのですが、城山中学校が沢山の希望者を集める学校だというのが分かってきました。そのくらいのメリットがなかったら、集まらないのかなと思います。

学校側の指導の問題だとか、家庭訪問だとか、色々な問題はあると思いますが、教師の視点と子どもの視点の両方を考えないといけないですよ。廣井委員さんが子どもの視点でお話しされていましたが、特認校の仕組みを作るといのは、廣井委員さんがおっしゃったようなことが背後にあって、少しでも子どもを増やそうと、どの地域でもアイデアとして出していますが、その時に集まるかという問題が大変大きいと思います。

野田市は私の家のすぐ近くの北部小学校が特認校になっていました。初年度や2年目は0人だったと思います。児童を増やすのに教育委員会や学校が色々な手を使ったのではないかと思います。北部小学校の近辺にはアパートやマンションが最近建ち始めて、それほど遠くないので、隣の学区の子どもが多く通うようになりました。

片浦小学校の場合、他地域とかなり距離があるので、保護者が自家用車で送り迎えしなければならないという状況になった時に、何をメリットとして片浦小学校に通わせるだろうかと考えます。何もメリットがないと、私が親だったら通わせる気がしない。多数の委員の支持があったのは極めて良識的なところかと思います。

あとはモニターをしっかりとやっていけば良いと思います。もしかしたら増えないかもしれない。増えるかもしれない。最初から抽選という事態はたぶん起きないと思います。人数の推移を見ていき、何がその背後にあるかの追跡だけは、教育委員会にはきちんとやってほしいと思います。場合によっては運用を見直す必要があると思います。案2で賛成です。

石川会長 市内のどこに居住していても特認校に通学することができると思いますけれども、憶測で判断することは良くないことだと思いますが、現実には、副会長が御発言されましたように、交通手段、通学時間を考えますと、

市内全域から申し込みが来るとは考えられませんので、ごく限られた地区からになるという感じがしています。

いずれにしても、皆さんから5案に対するお考えをお聞きしましたが、意見、条件等の御発言がありました。その上で、大筋では案2が良いのではないかとということです、案2ということで取りまとめさせていただきたいと思います。

また、正式答申となる前に、事務局で今日の意見を反映して考え直した案を皆さんに送っていただき、もう一度目を通してもらうという形が良いのではないかとと思いますが、よろしいでしょうか。

③付帯意見・要望

石川会長 続きます、資料1の3ページ「付帯意見・要望」について、何かございましたらお願いします。

廣井委員 指定変更許可基準について、「許可した後、許可時の要件を満たさなくなった場合」とありますが、満たさなくなった場合とは具体的にどういった場合を想定しているか。

事務局 資料1の4ページに指定変更許可基準表がございますが、7番目に「部活動」という事由があります。例えば、居住している地区の中学校に、小学校の時に1年以上やっていたバレーボール部がない場合、バレーボール部がある近くの中学校に変更することができますが、部活動を途中でやめてしまっても、その変更した中学校にそのまま在籍しているという現状があります。また、一時的に住民票を移すことによって、あたかもそこに住んでいるかのようにして学校を変えて、実際は他地区から通っているケースも見受けられます。

前回までで、これまでの指定変更許可基準の運用について、指定を受けた時の資格とは異なる状況で在籍してしまっている現状があることに対して、多く御意見をいただきましたので、記載させていただきました。

木村委員 この文言は片浦小学校の通学区域に対するものでしょうか。

事務局 資料1の3ページにある2つ目の○の文言は、今回追加していただいた「特認校卒業」の話ではなく、現行の指定変更許可基準1から9までの運

用について、現状は許可するときのルールはあるのですが、許可を取り消すルールがないため、許可を受けたときとは異なる状況になってもそのまま在籍している現状があり、現行の指定変更許可基準について、厳格な運用をすべきであると、前回までのお話が出ていましたので、付帯意見の例として出させていただきました。

現行の運用の話ですので、片浦小学校の話とは異なります。説明が不十分で申し訳ございません。

宮原委員 片浦小学校に他地区から来る場合は、どういった手続きをするのでしょうか。指定変更許可基準を使って来るのでしょうか。

事務局 現行は指定変更許可基準に基づいて、片浦小学校への変更手続きをします。小規模特認校になった場合は、資料4のとおり規則を改正して、片浦小学校へ就学させようとする旨の申出があった場合は、通学区域による就学すべき学校の指定はないこととなりますので、指定変更手続きとは別の手続きになります。すでに在学中で特認校制度を利用して転校する場合は、特認校の入学申請手続きと指定変更手続きの両方をしていただくことになります。新1年生の場合は、就学校の指定をする前に、特認校入学申請をしていただきますので、指定変更にはあたらず、要綱に基づいた手続きのみとなります。

栢沼委員 資料1の3ページに「諮問事項を審議する上で」とありますが、1つめの○については、特認校に関する意見ですが、2つ目は別枠ですよ。並列に記載されているから混乱してしまうのではないのでしょうか。

江島委員 葉養副会長にお伺いしたいのですが、付帯意見として、児童増加策について触れていますが、特認校を実施したときに、どんなことをしたら児童が集まるとか、集まらないとか、例があれば教えていただきたいと思えます。

葉養委員 中央区は月島から日本橋・京橋方面にスクールバスを出しています。特認校制度の導入を決めたときに、教育委員会はどのようにしたら児童が増えるのかと相当心配していました。スクールバスは当然で、スクールバスに子どもが喜ぶような絵を入れたりしています。また、当初、小規模校のみ、特認校制度を実施する予定でしたが、なぜ小規模校だけかという話が

あり、以前から越境通学が多い泰明小学校を加えた経緯があります。

中央区では、特認校に通わせている保護者の意識調査を実施していますが、一番の大きな理由は、特色があるからというのが多かったです。

野田市については、旧村の中心部にある北部小学校が特認校になりましたが、1年目、2年目は0人だったと思います。近くにマンションやアパートなどが建ち始めて、その地区の学校より北部小学校の方が近いため、特認校制度を利用して増えていった経緯があります。

片浦小学校は特色をどのように出していくのがポイントです。人事権を学校にとっても、市教育委員会にもなく、県教育委員会ですから難しいですね。予算についても決まった枠の中で特色づくりをやらなければいけない。特認校加配のような措置が教育委員会の中であるのかないのか。そうすると、なぜ片浦小学校だけを優遇するのかとの意見が出てきますので、それほど大きなお金は動かせないのだろうと思います。人事権もお金もない中でどうやって特色を出していくのか。特色がなくては、6kmも7kmも離れた学校に通学させることは難しいと思います。

江島委員 意見に「思い切った児童増加策」とありますが、それをどのように考えていくのか。私も葉養副会長おっしゃったように、すぐに人が集まる訳ではないと思っていますが、そういう中で、どのように考えていくのか。

「通学については保護者の責任と負担において」としていて、思い切った児童増加策というのが分かりません。要望としては、もちろん学校は様々な特色ある学校を作っていくと思いますが、それ以外に、今あったようなスクールバスや、市の予算で教員を増やすとか、そのようなことが出来るのかどうかがとても大事になると思います。片浦小学校の人数を増やして良い教育をしようするなら、その辺を大事にして欲しいです。「この制度を実施したから、児童が増える」といった甘いことではないだろうと心配をしています。

石川会長 答申につきましては、今日の貴重な御意見を踏まえて、事務局で改めて作成し、それを確認していただいた上で、最終的には私が確認させていただくということで答申書を作成したいと思います。そして、私の方で代表して提出させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

本日の議題は全て終了いたしました。8月10日から3回にわたり、皆様と審議を重ねてまいりましたが、今回を持ちましてこの審議会は終了となります。

(石川会長の御挨拶)

4 閉会 事務局から今後の予定の説明、片浦小学校長から挨拶後、閉会。